

## V 自立活動の指導について

### 1 自立活動の意義

#### (1) 自立活動の変遷

自立活動は、昭和 46 年に「養護・訓練」が学習指導要領に領域として設定されたことに遡る。障害の種類・程度や発達の状態等に応じて、学校の教育活動全体を通して配慮することが明記された。当時の内容は「心身の発達に必要な諸側面」と「各障害の状態を改善し、又は克服するための固有の指導内容」という 2 つの観点から構成され、「心身の適応」「感覚機能の向上」「運動機能の向上」「意思の伝達」という 4 つの柱と 12 項目の内容が設定されていた。

その後、昭和 54 年の学習指導要領の改訂を経て、平成元年の改訂では、具体的な指導事項と設定する際の観点をより明確にし、「身体の健康」「心理的適応」「環境の認知」「運動・動作」「意思の伝達」の 5 つの柱の下に 18 項目の内容が設定された。

また、このころから障害者を取り巻く環境が、社会全体で変化しつつあり、それに合わせて関連する法整備が進んだ。「自立」の概念も従来の職業的自立だけにとどまらず、福祉的サービスを利用し、自分らしい生き方として捉えるように変化してきた。このような流れを受け、平成 12 年の特別支援学校幼稚部の教育要領改訂においては「養護・訓練」の受け身的な姿勢から、「自立」に向けたより主体的な取組を目指した「自立活動」に名称が改められた。さらに、平成 21 年の学習指導要領改訂に伴い、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実する観点から「人間関係の形成」を新設した区分を加え、6 つの区分に 26 項目が分類・整理された。

平成 29 年の学習指導要領の改訂では、連続性のある「多様な学びの場」において、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状況等に応じた指導を一層充実するために、「1 健康の保持（4）障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」を加え、27 項目となった。

#### (2) 自立活動の目的

##### 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

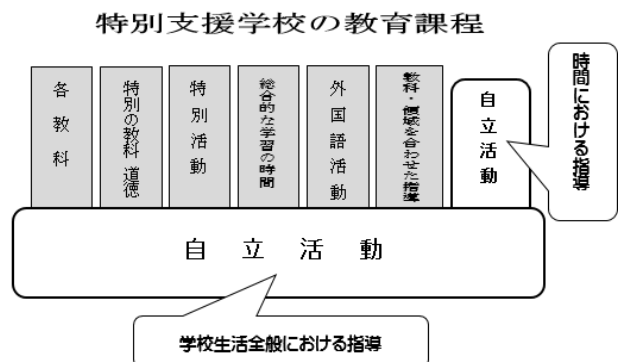
「学校教育法」（特別支援学校の目的）第72条より

この前段の「準ずる教育」の部分は、教育課程の観点から考えると、例えば小学校の場合には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導に該当するものである。後段に示されている「障害による・・・授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、「自立活動」の指導を中心として行われるものである。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 1 目標より

すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、「学校生活全般における指導」、また、授業時間を特設して行う自立活動の「時間における指導」を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言える。



## 特別支援学級

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 学校教育法施行規則第138条より

## 通級による指導

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

(以下省略)

学校教育法施行規則第140条より

小学校又は中学校の特別支援学級や通級による指導においては、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別な教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。

なお、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした幼児児童生徒の指導に当たっても、本書4章V自立活動についてに示した内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれる。

### (1) 自立活動の目標

既に述べたとおり、自立を目指した主体的な活動を一層推進する観点から、学習指導要領には「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」と示されている。

- 「自立を目指し」とは、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることである。
- 「学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、幼児児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習活動等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることである。
- 「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の遅れている側面を補うために進んでいる面を更に伸ばしたりして、全人的な発達を促進することを意図している。

## 2 自立活動の内容

### (1) 自立活動の6区分と27項目

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを分類・整理したものである。内容については、幼児児童生徒の個々の障害の状態や発達段階に応じた課題に対応できるよう、また障害の重度・重複化、多様化に対応し、適切かつ効果的な指導を進めるために6つの区分と27の項目で示してある。

### (2) 自立活動の内容のとらえ方

小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科の「内容」は、全ての児童生徒に確

自立活動の内容

区 分	項 目
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る	(1) 生活のリズムや生活環境の形成に関すること
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
	(5) 健康状態の維持・改善に関すること
2 心理的な安定 自分の気持ちや感情をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る	(1) 情緒の安定に関すること
	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること
	(3) 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
3 人間関係の形成 自己の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること
	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること
	(4) 集団への参加の基礎に関すること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解して、的確に判断し、行動できるようにする	(1) 保有の感覚の活用に関すること
	(2) 感覚の認知の特性についての理解と対応に関すること
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする	(1) 姿勢と運動・動作の基礎的技能に関すること
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
	(4) 身体の移動能力に関すること
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
	(2) 言語の受容と表出に関すること
	(3) 言語の形成と活用に関すること
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

※ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月)に明示されている内容を表にまとめ、一部加筆修正したものである。

実に指導しなければならない内容である。しかし、自立活動の「内容」については、幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものである。

これらの内容については、各区分又は各項目に別々に指導することを意図しているわけではない。個々の幼児児童生徒が必要とする項目を、6つの区分ごとに示された内容の中から選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する必要がある。

### 3 教育課程の編成

平成29年改訂の学習指導要領において、特別支援学級では「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」と示された。また、通級による指導の基本的な考え方も示され「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし具体的な内容を定め、指導を行うものとする」と明記された。

自立活動は障害があるために通常の学級の指導では十分に指導の効果をあげることが困難である幼児児童生徒にとって、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために取り組むべき重要な指導領域である。

#### (1) 学校の教育活動全体を通じて行う指導

自立活動の指導は、自立し社会参加する資質を養うため学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされている。特設した自立活動の指導の時間だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動等の学校教育のあらゆる機会を通じて指導する。具体的には、自立活動の時間に一人一人の学習上や生活上の困難を改善するための指導を特別に行い、その成果や指導方法を生かしながら、各教科等の学習や生活の場面でも指導する。自立活動の時間の指導と各教科等における指導が密接な関連を持つことで、実際の場で生きる力を身につけることができる。

授業時数の例  
(小学校第2学年)

区分	標準時数	特別支援学級の時数(例)
各教科	国語	280
	算数	140
	生活	105
	音楽	70
	図画工作	70
	体育	105
道徳	35	35
特別活動	35	35
自立活動		70
総授業時数	910	910

#### (2) 一人一人の障害の状態に応じた授業時数の確保

自立活動の時間に充てる授業時数の標準は示されておらず、幼児児童生徒の実態に応じて定めることとされている。これは、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、一人一人の実態に応じて適切な授業時数を確保する必要があるということである。自立活動の時間にあてる授業時数は各学年の総時数に含まれる。自立活動の時間を設けて授業時数に加えると小学校・中学校の授業時数を上回ることになるため、児童生徒の負担にならないように各教科等の授業時数を適切に定めることも大切である。

### 4 個別の指導計画の作成

特別支援学校学習指導要領では、自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとするということが規定されている。その際、6つの区分ごとに示された内容の中から、個々の幼児児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、個別の指導計画の作成について更に理解を深めることができるように、実態把握から指導目標(ねらい)や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に「指導すべき課題」を明確にし、手続きの各過程を整理する際の配慮事項をそれぞれ示すことが大切である。

#### (1) 個別の指導計画の作成の手順

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えるべきものである。手順の一例を以下に示す。

- ① 個々の幼児児童生徒の実態(障害の状態・発達や経験の程度、生育歴等)を的確に把握する。
- ② 個々の実態に即した指導の目標を明確に設定する。
- ③ 幼稚部教育要領第2章、小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容の中から、個々の指導の目標を達成させるために必要な項目を選定する。

④ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

なお、自立活動の6つの区分は実際の指導を行う際の「指導のまとまり」を意味しているわけではないという点に留意する必要がある。

**(2) 個別の指導計画の作成の手順の詳細**

① 実態把握

幼児児童生徒の障害の状態は、一人一人異なっている。自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標にしているため、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってくる。そのため、個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。ここに実態把握の目的があり、実態把握の内容やその範囲は自立活動の指導を行う観点から明確に整理する必要がある。実態把握の主な内容としては、以下のような様々なものが考えられる。

- ・病気等の有無や状態 ・生育歴 ・基本的な生活習慣 ・人やもののかかわり ・心理的な安定の状態
- ・コミュニケーションの状態 ・対人関係や社会性の発達 ・身体機能 ・視機能 ・聴機能
- ・知的発達や身体発育の状態 ・興味・関心 ・障害の理解に関すること ・学習上の配慮事項や学力
- ・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性 ・進路 ・家庭や地域の環境 等

実態を把握する方法としては、観察法、面接法、検査法などの直接的な把握の方法が考えられるが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切である。また、教育的な立場や心理的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要である。

しかしながら、幼児児童生徒の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないというわけではない。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握をさらに深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切である。なお、このようにして得られ情報は、実際の指導に生かされることが大切であり、個別の指導計画を作成するため必要な範囲に限定するとともに、その情報の適切な管理についても十分留意する必要がある。

② 指導の目標（ねらい）の設定

個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて、幼稚園、小学部、中学部、高等部の各部の在籍期間、学年等の長期的な観点に立った目標とともに、当面の短期的な観点に立った目標を定めることが、自立活動の指導の効果をも高めるために必要である。

③ 具体的な指導内容の設定

自立活動の指導に当たっては、6つの「内容」の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定することとなるが、その際には次の点に配慮する。

自立活動の視点を踏まえた具体的な指導内容例

	項目	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	重度	言語	自情	LD	AD	他の項目との 関連例
		障害	障害	障害	障害	障害	重複	障害		HD		
1 健康の 保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成	○					○		○		○	重度重複
	(2)病気の状態の理解と生活管理					○		○				てんかん
	(3)身体各部の状態の理解と養護	○	○		○	○						筋ジス
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整	○	○	○	○					○		ADHD
	(5)健康状態の維持・改善			○			○		○			心臓疾患
2 心理的 な安定	(1)情緒の安定					○	○			○	○	心身症
	(2)状況の理解と変化への対応	○							○			視覚障害
	(3)障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲				○		○			○		吃音
3 人間関 係の形 成	(1)他者とのかかわりの基礎						○		○			視覚障害
	(2)他者の意図や感情の理解	○							○			聴覚障害
	(3)自己の理解と行動の調整				○						○	自閉症
	(4)集団への参加の基礎	○	○							○		ADHD
4 環境の 把握	(1)保有の感覚の活用	○	○	○	○		○					重度重複
	(2)感覚の認知の特性についての理解と対応	○		○	○				○	○	○	脳性まひ
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用	○	○									弱視
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	○	○									聴覚障害
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	○			○					○		聴覚障害
5 身体の 動き	(1)姿勢と運動・動作の基礎的技能	○		○	○							ADHD
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用	○			○							重度重複
	(3)日常生活に必要な基本動作				○		○					知的障害
	(4)身体の移動能力	○			○	○						肢体不自由
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行				○				○		○	自閉症
6 コミュ ニケー ション	(1)コミュニケーションの基礎的能力		○				○		○			知的障害
	(2)言語の受容と表出		○		○			○				自閉症
	(3)言語の形成と活用	○	○				○			○		言語発達の遅れ
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用	○	○	○					○			聴覚障害
	(5)状況に応じたコミュニケーション	○								○		選択性かん黙

※ 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(平成21年6月)に明示されている内容を表にまとめ、一部加筆修正したものである。  
 ※ 実際の指導にあたっては、この限りでなく、個々の実態に応じて指導項目を設定し取り組んでいくことが重要である。

- ア 幼児児童生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができる内容を取り上げる。
- イ 幼児児童生徒が、学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができる内容を取り上げる。
- ウ 個々の幼児児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げる。
- エ 個々の幼児児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を取り上げる。
- オ 個々の幼児児童生徒が、環境や状況に対する判断や調整をする力を育むために、自己選択・自己決定する機会を設けることにより、思考・判断・表現することができるような指導内容を取り上げる。
- カ 個々の幼児児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解したり、学習又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりできるような指導内容を取り上げる。

#### ④ 評価と指導計画の改善

これらの個別の指導計画の作成の手順に加えて、指導の評価や指導計画の改善が重要となる。自立活動の個別の指導計画について、学期の評価、計画の見直しを繰り返し、年間の評価及び次年度の計画を検討することが必要である。自立活動の評価は、個別に設定した目標に照らして、それがどれだけ実現できたかを評価することになる。目標があいまいであると、この評価が難しくなるので目標設定の段階で評価の仕方を検討しておくことが重要である。

### (3) 配慮事項

個別の指導計画を作成する上で具体的な指導内容や指導方法を設定する際に、以下のような点について配慮する。

#### ① 他領域との関連

指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合って効果的な指導が行われるように、組織的・計画的に取り組むことが大切である。

#### ② 指導方法の創意工夫

自立活動の指導の効果を高めるためには、幼児児童生徒が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要である。そのためには、個々の幼児児童生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切である。また、その場合、指導方法が、指導の目標の達成に有効なものであるよう留意する必要がある。

#### ③ 自立活動を主とした指導

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにする。その際、人間として調和のとれた育成を目指すようにする。

#### ④ 教師の協力体制

自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにする。

#### ⑤ 専門の医師等との連携協力

障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにする。

### <引用・参考文献>

- 1) 特別支援学校学習指導要領（文部科学省）平成29年4月
- 2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領説明会配布資料 自立活動編 平成29年7月
- 3) 特別支援学校学習指導要領（文部科学省）平成21年6月
- 4) 特別支援学校学習指導要領解説－総則等編－ 自立活動編－（文部科学省）平成21年6月
- 5) 国立特別支援教育総合研究所(2009) 特別支援教育の基礎・基本 シアーズ教育新社
- 6) 国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- 7) 自立活動学習内容要素表 長崎自立活動研究会
- 8) 平成29年度版学習指導要領改訂のポイント 特別支援学校 明治図書
- 9) 季刊 特別支援教育 平成29年夏号 東洋館出版社

＜参考＞実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)  
(知的障害)

学部・学年	中学部・第2学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・基本的な生活習慣はほぼ自立している。
- ・見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。
- ・音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか曖昧なときが多い。
- ・集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。
- ・自分の気持ちや思いを一方向的に通そうとする場合がある。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	・新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてるようになると自分から取り組むことができる。 ・自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	・特定の教師とのかかわりが中心である。 ・集団から孤立していることが多い。 ・友達と協力して活動することが難しい。	・絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の側面が見られる。	・動作模倣ができる。 ・粗大運動などの、運動機能に顕著な課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	・発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。 ・音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②-2 収集した情報(①)を学习上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- ・相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になることがある。
- ・多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できることを増やしてほしい。
- ・気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。
- ・絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。
- ・円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係を構築できるようになること。
- ・自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりできるようになること。

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。(心, 人)
- ・円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。(心, 人, コ)

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

- ・活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者から指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。
- ・円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながる。と考える。
- ・他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。			(2)言語の受容と表出に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・＜他者からの助言を受け入れることができるために＞（心）（1）と（人）（1）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。</li> <li>・＜ルールや順番を守ることができるようにするために＞（心）（2）と（人）（2）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。</li> <li>・＜集団活動へ参加できるように＞（心）（1）（2）と（人）（1）（4）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。</li> <li>・＜簡単なやりとりが成立するために＞（人）（1）と（コ）（5）とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウ、⑧エである。</li> </ul>	

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 学習場面で、他者の助言を受けながら、情緒を安定させて、自分の順番を守れるようにする。	イ 友達を意識して協調的な動作を促す。 ウ 学習場面で、見通しをもてるようにし、順番を守れることを意識できるようにする。	エ 状況に合わせながら、友達に伝えたいことを、絵カードから選択して伝える。

図7 知的障害